

議案第 33 号

専決処分の承認を求めることについて

北本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 27 年 5 月 18 日 提出

北本市長 現王園 孝 昭

専 決 処 分 書

北本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成27年3月31日

北本市長 石 津 賢 治

北本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(平成27年 3月31日)
(条 例 第 21 号)

北本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第29条第3項、第31条第3項、第44条第3項及び第47条第3項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。